

2023年11月29日

りそなアセットマネジメント株式会社

信託財産等における「議決権に関する行使基準」の 改定内容および今後の方針

当社は、りそなが考える”Goodなガバナンス”の基準を定めた「グローバル・ガバナンス原則」を念頭に、コーポレートガバナンス・コードや企業のガバナンス状況を考慮した「議決権に関する行使基準」を策定し、適切な議決権行使および建設的な対話・エンゲージメントを行うことで、企業のコーポレートガバナンス改善を促し、長期的な株主利益の最大化を目指しています。

「議決権に関する行使基準」については、年1回以上定期的に見直し改定を検討しています。今回改定した行使基準の内容について開示するとともに、今後の方向性についてもご報告致します。

1. 今回の主な改定内容（2024年1月に開催される株主総会より適用）

□「行使基準策定の目的」の改定

（文言の追加）

・株式投資において、受益者の利益を安定かつ継続的に高めていくためには、企業が株主利益の最大化を尊重した経営を行い、長期安定的に企業収益を計上していくこと、及び市場全体の中長期的収益性の基盤である社会経済や環境のサステナビリティを維持向上することが重要となります。そのためには、企業におけるコーポレートガバナンスが十分に機能することが不可欠です。

議決権の行使基準を示し、それに則って行使を行うことで、企業のコーポレートガバナンス改善、社会経済や環境のサステナビリティの維持向上を促進し、長期的な株主利益の最大化を目指します。

※下線部を追加

<改定の理由>

・スチュワードシップ責任を果たすためには、ESG要素等を含むサステナビリティを巡る課題について考慮すべきであり、当社の「行使基準策定の目的」にも追加します。

□財団等に対する第三者割当に関する基準の厳格化

(変更前)

・財団設立・支援を目的とした第三者割当による自己株式処分については、財団設立・支援が中長期的に株主価値向上に資することに加え、希薄化率が一定の範囲内（1%以内）で、議決権を不行使とする場合には賛成します。

(変更後)

・財団等^(注)の設立・支援を目的とした第三者割当による自己株式処分もしくは株式発行は、原則として反対します。ただし、財団等の設立・支援が中長期的に株主価値向上に資することについて合理的かつ納得性がある説明があり、第三者割当に伴う希薄化の影響への対応がなされ、議決権が適切に取り扱われる場合のみ、個別に判断します。

(注) 社団・財団（法人格の有無を問いません）、その他の団体

<改定の理由>

・政策保有株式や買収防衛策に対する視線が厳しくなる中、財団への第三者割当増資等が安定株主対策や買収防衛策となる懸念があるため、これらに対する基準をさらに強化し、原則反対とします。

□株主提案に関する行使基準の文言修正、再整理、明確化

(変更前)

株主提案には、社会・環境問題に関する事項から多様な分野での事項が含まれることから、株主提案を判断するにあたっては、中長期の株主価値向上に資するものか、企業理解に資する情報開示を求めるものか、あるいは株主の権利をより保護するものか十分に検討します。

なお、判断にあたっては議決権の行使基準を通じて当社が求めるガバナンス体制や財務面での水準等を当該企業が満たしているかを考慮します。

また、業務執行に関する内容を含む定款変更は、経営の自由度を縛る懸念があるため反対しますが、例えば以下のような定款変更については、定款に記載することの妥当性に加え、前記と同様の観点について検討し、賛成することもあります。

- 気候変動リスクに関する情報開示を求めるもの
- 政策保有株式の縮減に関するもの
- 買収防衛策の廃止に関するもの
- 特に必要と考える投資先企業の役員報酬に関するもの

(変更後)

株主提案は、中長期の株主価値向上に資するものか、企業理解に資する情報開示を求めるものか、株主の権利をより保護するものか、企業が相当の対応をしているか十分に検討した上で判断します。

■主な行使基準

・株主提案を判断するにあたっては、当該企業が当社の求めるガバナンス体制や財務面での行使基準の水準等を満たしているかどうかを考慮して判断しますが、同水準等を満たしていてもコーポレートガバナンスの改善に資する、財務面の改善等が期待できると判断した場合は賛成します。

・個別具体的な業務執行に関する内容を含む定款変更は、経営の自由度を縛る懸念があるため、原則として反対します。但し、以下のような定款変更は、中長期の株主価値向上に資するもの、企業理解に資する情報開示を求めるもの、株主の権利をより保護するものと考え、賛成することもあります。

- 買収防衛策の廃止に関するもの
- 政策保有株式の縮減に関するもの
- 役員報酬の個別開示を求めるもの
- 株主総会決議による配当を排除する定款規定の廃止を求めるもの

・上記にかかわらず、気候変動、自然資本、人権その他重要なサステナビリティ課題に関する定款変更については、現在及び将来にわたり国際的な社会規範や社会的な要請として企業に求められているものであると認められる場合は、原則として賛成します。但し、中長期の株主価値を明らかに毀損するものである場合、及び株主提案に関してその内容の達成に向けて企業側が相当の対応を行ったことが公表資料上で確認できた場合には反対することもあります。

<改定の理由>

・株主提案を判断する際、りそなが求める基準を満たしていても、投資先企業の実態を考慮すれば企業価値をさらに高められる可能性が高まると判断した場合は賛成することを明記しました。

・株主総会決議による配当を排除する定款規定の廃止を求める議案には、賛成することを明記しました。

・サステナビリティ課題に関する定款変更の場合は、業務執行に関する内容を含む定款変更であっても、国際的な社会規範や社会的な要請として企業に求められるものについては賛成する可能性があることを明記しました。

□バーチャルオンリー総会に対する考え方、基準を明記

(新規追加)

・バーチャルオンリー株主総会を可能とする定款変更については、原則賛成します。但し、バーチャルオンリー株主総会が開催され、その株主総会の運営に問題があったことが発覚した場合は「不祥事が発生した企業」に選定します。また、その後に開催される株主総会で、株主権の行使の確保に確信が持てない場合には、全ての会社提案議案に反対します。

<改定の理由>

・既に実施している運用であり、行使基準に明記します。バーチャルオンリー株主総会の運営に問題があった場合は、厳しい対応を行います。

□エスカレーション方針の改定

(文言の追加)

投資先企業と解決すべき課題（気候変動、自然資本、人権その他重要なサステナビリティ課題を含む）を設定し、対話・エンゲージメントを実施し続けたにもかかわらず、特段の理由もなく改善の動きがみられない場合、代表取締役の選任に反対することを検討します。

※下線部を追加

<改定の理由>

・ESG要素等を含むサステナビリティに関する基準、反対対象者を明記します。

□役員報酬に関する行使基準の明確化

(文言の追加)

④株式報酬等（ストックオプション、株式）

・潜在的（未行使のストックオプションも含む）な希薄化比率が発行済株式数の5%を超える場合、または付与期間が不定で年間の希薄化比率が1%を超える場合には、反対します。

※下線部を追加

<改定の理由>

・基準の明確化

2. 今後の方針

・持続的な企業価値拡大には取締役会の高い独立性と多様性が確保されることが重要であると考えています。

・取締役会には、少なくとも独立性のある社外取締役が過半数存在することが望ましいと考えています。既に、親会社または支配株主を有する企業に対しては、取締役会に独立した社外取締役が過半数選任されることを求めています。一方で、それ以外の投資先企業に対しては、1/3以上の独立社外取締役の選任を求めています。過半数選任されることを求める対象企業を拡大することを検討しています。

・プライム市場上場企業に対しては、女性役員選任に関する行使基準を導入しています。現在、女性役員については取締役、監査役、指名委員会等設置会社の執行役としていますが、取締役のみに変更することを検討しています。また、政府が示した数値目標(プライム市場、2030年までに、女性役員比率30%以上とする)に沿う、あるいはそれよりも早いタイミングで段階的に数値水準を引き上げることを検討しています。現在はプライム市場上場企業のみに対し基準を導入していますが、それ以外の企業に対しても適用することを検討しています。

以 上